平成30年度 埼玉私学振興大会

日 時 平成30年11月12日(月) 会 場 大宮ソニックシティ 大ホール

中高協会と保護者連の共催での振興大会は今年12回目の年を迎えた。

県内各地から学校関係者·保護者約2,500名の参加があり、県行政·県会議員の先生方等のご来賓を多数お迎えし、熱気あふれる大会となった。

当日は、大会決議案が採決され、決議文を知事及び県会議長に渡した。

その後、栄東中学・高等学校コーラス部と本庄第一中学校・高等学校のダンス部の生徒発表があった。

参加校生徒のコーラスとダンス演技は、参加者を魅了し、振興大会に花を添えるに ふさわしい発表だった。2校の生徒の皆さん熱演ありがとうございました。



振興大会客席風景



栄東中学・高等学校 コーラス部



本庄第一中学校・高等学校部 ダンス部

大 会 決 議

県内私学は、スポーツ、文化、進学等、多くの面において輝かしい実績を重ね、埼玉県教育の発展のため大きな実績を重ねつつある。これらはすべて、保護者並びに県内各私学関係者の努力の成果であると共に、県議会、県行政機関の絶大なご支援の賜である。

特に、全国トップクラスの父母負担軽減措置が果たして来た役割は、どのよう に高く評価しようとも、評価しすぎると言うことはない。

かつて、私学への助成は憲法違反であるとの声さえ存在した。しかし、今日では、そのような声は影を潜め、私学への助成の重要性が声高く叫ばれつつある。

「教育基本法」第八条では、「私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。」と定めている。

この消息において考えるとき、憲法第二十六条の、「義務教育は、これを無償とする。」という条文も、無償の対象に私立小中学校が含まれるものと解釈するのが自然である。

今や公私間格差の是正は、小·中学校を含まねばならないと解するのが、当然な時代になった。

我々は、今日に至る県議会並びに県行政の特段のご支援、ご協力に、改めて深〈感謝申し上げるものである。今日、政治の情勢は、私学授業料その他の学納金の大部分について、国がこれを負担するという趨勢にある。これまで大きな役割を果たしてきた父母負担軽減措置がその歴史的使命を終え、国がこれを肩代わりするという時代が到来しようとしているのである。

しかしながら、ここにひとつの問題がある。埼玉県においては父母負担軽減措置こそ全国トップクラスであるが、私立学校に対する運営費補助金については全国でも極めて低い水準にある。

父母負担軽減措置は、学納金に関して保護者の負担を軽減するものではあ

るが、それは、私立学校における教育費用に充当されるものではない。私立学校は、生徒・保護者から頂〈学納金にプラスして、県からの運営費補助金によって、その使命を果たす教育機関なのである。

運営費補助金が全国最低クラスであることは、日々の教育実践を支える経費が少なくなるということを意味する。今や、これが、公立学校に劣るという危惧さえ生じさせる可能性がある。

私学関係者は、経費不足を克服するため全力を尽くすが、教育諸経費の不足が私学の教育的体力を弱めていく可能性は否定できない。

我々は運営費補助金が、少なくとも全国中程度であることを切望する。国が授業料等を全面的に負担する気配のある今日こそ、これまで、父母負担軽減措置として支出して頂いた経費をすべて運営費補助金として支出して頂きたいのである。間違っても、これが一般財源として吸い上げられるというような事があってはならない。有利な情勢に鑑み、県議会及び県行政の叡智ある方々が、この際一気に運営費補助金の増額に踏み切って頂きたいのである。我々は、本大会の名において運営費が、少なくとも全国中程度の水準に増額されることを切望する。

以上の見地から、我々は以下の諸点を、本大会の名において決議する。

- 1. 公私間格差を是正し、学校選択の自由を保障せよ。
- 2. 憲法及び教育基本法に基づいて、私立学校に対する公的支援を更に 一層充実せよ。

以上決議する。

平成30年11月12日

埼玉県私学振興大会